

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5-外1-7
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和7年4月14日
【会社名】 エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)
【代表者の役職氏名】 マーケッツ・証券サービス、欧州・中東・アフリカ地
域、チーフ・オペレーティング・オフィサー
デイヴィッド・グリムショウ
(David Grimshaw, Chief Operating Officer, EMEA,
MSS)
【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6632-6600
【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6632-6600
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債
【今回の売出金額】 5,000,000豪ドル
(円貨相当額445,850,000円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2025年4月11日現在の
東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の伸
値1豪ドル=89.17円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年8月17日
効力発生日	令和5年8月30日
有効期限	令和7年8月29日
発行登録番号	5-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
5-外1-1	令和5年9月4日	576,000,000円	該当なし	
5-外1-2	令和6年1月19日	127,198,500円	該当なし	

5-外1-3	令和6年4月11日	255,350,000円	該当なし	
5-外1-4	令和6年5月16日	1,259,200,000円	該当なし	
5-外1-5	令和6年5月24日	207,420,000円	該当なし	
5-外1-6	令和7年1月17日	466,050,000円	該当なし	
実績合計額		2,891,218,500円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 497,108,781,500円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

第一部【証券情報】

<エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー 2030年5月8日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	5,000,000豪ドル
売出価額の総額	5,000,000豪ドル
利 率	年4.02%

2【売出しの条件】

売出社債のその他の主要な事項

1. 利 息

- (1) 各本社債の利息は、「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）—利率」に記載の利率で、利息起算日である2025年5月8日（同日を含む。）から2030年5月8日（以下「満期償還日」という。）又は（適用ある場合）期限前償還される日（いずれも同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払いは、2025年11月8日を初回とし、それ以降満期償還日又は期限前償還される日（いずれも同日を含む。）まで、毎年5月8日及び11月8日（以下、それぞれ「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って後払いで支払われる。各利払日の利息として額面金額100豪ドルの各本社債につき2.01豪ドルが支払われる。期限前償還の場合は、期限前償還日までの経過利息が支払われる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」には次の文言が記載される。

「本書及び本社債に関する2025年4月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますの
で、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和7年4月14日付発行登録追補書類のうち、同発行登
録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）
令和7年4月3日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2025年度中（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）
令和7年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書または半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において、重大な変更その他の重大な事由はない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。